



「ふるさと愛の基金」寄附申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
会長 佐藤 勇夫 様

下記のとおり寄附をしたいので申込みます。

ふりがな	
寄附者の名称及び 代表者職氏名	
寄附者の住所	〒
電話番号	
FAX番号	
寄附(予定)額	円也
寄附の方法	専用納付書による振込 宮崎銀行からのお振込は手数料不要 当会へ持参する。 その他()
寄附金振込日	平成 年 月 日
広報誌の掲載	可 不可 住所・電話番号は公表いたしません。

【送付先】

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 総務企画課
〒880-8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内
TEL 0985-22-3145 FAX 0985-27-9003

金額の多少にかかわらず、受け付けておりますので、
皆様の御支援をお願いいたします。

◆ 税法上の優遇措置について ◆

1 個人が支払った寄附金控除（所得税法第78条）

個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人¹等に対し特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得から控除されます。

2 法人が支払った寄附金の損金算入（法人税法第37条）

会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

特定公益増進法人に対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で寄附金の合計額と特別損金算入限度額といずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。

¹ 公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人をいいます。